

知的財産権制度活用優良企業等に対する経済産業大臣表彰要領（22特第59号）第4条及び知的財産権制度活用優良企業等に対する特許庁長官表彰要領（20100310特許008）第4条の規定に基づき、及び同要領を実施するため、知的財産権制度活用優良企業等表彰実施要領を次のように制定する。

平成22年4月1日

特許庁長官 細野 哲弘

改正 20120119 特許 2（平成24年1月30日）

改正 20140227 特許 2（平成26年4月7日）

改正 20180910 特許 6（平成30年9月13日）

知的財産権制度活用優良企業等表彰実施要領

（表彰企業の数）

第1条 被表彰企業数は、次のとおりとする。

- （1）経済産業大臣表彰 7以内
- （2）特許庁長官表彰 14以内

（被表彰企業の推薦）

第2条 特許庁長官は、本省、外局等並びに関係団体に対し、被表彰企業の推薦を依頼できる。

（被表彰企業の公募）

第3条 特許庁長官は、被表彰企業を公募することができる。

（被表彰企業の決定）

第4条 特許庁長官は、選考委員会に諮ったうえで、被表彰企業を決定する。

（選考委員会）

第5条 選考委員会の委員は、知的財産権制度に関し学識経験を有する者のうちから特許庁長官が委嘱する。

- 2 委員の数は、5名以内とし、任期は2年とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（選考）

第6条 選考に際しては、特許庁長官が別途定める選考基準によるものとする。

(通知)

第7条 特許庁長官は、被表彰企業が決定したときは、その旨を速やかに表彰企業又は推薦機関に通知するものとする。

(その他)

第8条 本表彰に関する庶務は、特許庁秘書課及び企画調査課が行う。

附 則

第1条 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

第2条 産業財産権制度活用優良企業実施要領（20030108特許006号）は、廃止する。

附 則

第1条 この要領は、平成24年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月13日から施行する。